

豊川市総合体育館ネーミングライツパートナー募集
質問に対する回答書

受付番号	資料名	項目	質問	回答	回答日
1	募集要項	13 今後のスケジュール等	7/4の応募締め切り後から9/1の使用開始までのスケジュールについて確認します。 ①落札者決定日 ②具体的な協議開始 ③看板設置は8月中に実施しなければならないか	①優先交渉権者の決定は募集期間終了後に審査及び選定期間を設け、選定結果の通知は7月中旬を予定しております。 ②優先交渉権者決定後に協議開始の具体的な日程を決める予定です。 ③愛称の使用開始は9月1日としており、市では印刷物やホームページの表示変更を実施します。また、ネーミングライツパートナーには愛称を表示する権利を付与し、看板やその他の表示物を設置できることとしていますが、設置時期については問いません。	6月10日
2			これまでの実績においてそれぞれの施設（陸上競技場、野球場、テニスコート）で、いくつの看板を設置されているのでしょうか。	豊川市陸上競技場 2箇所 豊川公園野球場 2箇所 豊川公園庭球場 3箇所	6月10日
3	募集要項	9 選定方法	費用は80万円以上となっていますが入札制ですか	入札制ではなく、豊川市総合体育館ネーミングライツ取扱要領第7条、及びネーミングライツパートナー募集要項「9 選定方法」に基づき審査し、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者を決定します。	6月10日
4	募集要項	5 ネーミングライツ導入に伴う費用負担	・看板や原点回帰費用は会社負担とありますが、費用感がわからない為、体育館のどこにどういったものでネーミングを掲示するのがわかりません。具体的に総合体育館のどこに設置するのでしょうか？ ・概算費用（原点回帰費用含）は80万円+αいくらかいかるのでしょうか？	・看板のデザイン、設置場所等の詳細は、ネーミングライツパートナーの優先交渉権を取得した後に協議させていただきますので、まずは、案として応募時にご提示ください。 ・年額80万円以上（消費税及び地方消費税を除く）はネーミングライツ料の目安金額です。また、別にご負担いただく看板等の新規設置費用や原状回復に必要な費用は、ご提案された看板のデザインや大きさ等により変動するため、回答は出来かねますので、ご理解ください。	6月10日
5	募集要項	9 選定方法	応募会社多数の場合はどのように決定しますか。	豊川市総合体育館ネーミングライツ取扱要領第7条、及びネーミングライツパートナー募集要項「9 選定方法」に基づき審査し、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者を決定し協議を行い、合意に至らない場合は次点以下の交渉順位に沿って協議を行います。	6月10日

6	募集要項	8 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の全体のサイズはいくつなのでしょう？ ・また壁の材質を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正面の幅は約48m、高さは屋根部分を除き約11mです。 ・材質については専門的なご判断もあるかと思いますので現地確認のうえでご判断いただければ幸いです。 	6月20日
7	募集要項	5 ネーミングライツ導入に伴う費用負担	看板、ペイントする場合、サイズの上限及び下限はありますか？	<p>サイズの上限及び下限は定めておりません。</p> <p>看板のデザイン、設置場所等の詳細は、ネーミングライツパートナーの優先交渉権を取得した後に協議させていただきます。</p>	6月20日
8	募集要項	13 今後のスケジュール等	設置にあたり足場の設置許可及び期間は何日程度頂けますか？	設置期間等の詳細は、ネーミングライツパートナーの優先交渉権を取得した後に協議させていただきます。	6月20日
9	募集要項	5 ネーミングライツ導入に伴う費用負担	<p>看板設置の為、外壁面にアンカーを打ち込むための穴を開けてもよいのでしょうか？</p> <p>また、原状復帰する際、穴を開けたところのみを周りに合わせたペイントを行うのか、目立たないように一面塗り直しが必要でしょうか？</p>	看板設置の詳細は、ネーミングライツパートナーの優先交渉権を取得した後に協議させていただきます。	6月20日
10			<p>メインアリーナ</p> <p>10m×1.2mの横断幕を恒常的に取り付け可能か。</p>	契約期間内は取り付け可能と考えます。但し、競技に支障をきたす等不測の事態が生じた場合は、設置場所の移動等について協議させていただきます。	6月20日
11	募集要項	8 応募方法	提出書類国税及び愛知県税の未納がないことの証明は法人県民税事象税特別事業税の領収証書でよかったでしょうか？違うのであれば具体的に何をお送りすればよいでしょうか？	法人県民税事象税特別事業税の領収証書ではありません。国税及び愛知県税の納税証明書(「未納の税額はありません。」と記載されているもの)を提出してください。	6月20日

12	募集要項	3 愛称の使用期間	アジア競技大会の練習会場となった場合、ネーミングライツの表示が禁止され、「マスクングの対象となる」との記載があります。このマスクングに関連する費用負担の区分について、ご回答願います。	ネーミングライツパートナーが費用負担することはありません。	6月20日
----	------	-----------	---	-------------------------------	-------